

議案第 1 号 新規入会及び会則の改正（案）について

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、さいたま市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第 2 条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という）第 51 条第 1 項に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援や住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について必要な措置を協議することにより、さいたま市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) 入居者の居住の安定確保その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第 4 条 本会の会員は、別表のとおりとする。

（会長）

第 5 条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、さいたま市建設局建築行政部長とする。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の事業報告に関すること。
- (3) 本会会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(定足数等)

第7条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(部会)

第8条 本会は、第3条の活動を専門的かつ具体的に協議するため、部会を設置することができる。

2 部会長及び構成員は、総会で選任する。

3 部会長は、部会員を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、さいたま市建設局建築行政部住宅政策課に置く。

第3章 その他

(秘密の保持)

第10条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和元年8月30日から施行する。

この会則は、令和2年5月22日から施行する。

この会則は、令和3年5月12日から施行する。

この会則は、令和5年5月12日から施行する。

この会則は、令和6年5月10日から施行する。

この会則は、令和7年5月13日から施行する。

この会則は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

不動産関係団体等	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉支部
	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部
	埼玉県住宅供給公社
	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 北関東ブロック 埼玉県支部
居住支援団体等	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）
	ホームネット株式会社（居住支援法人）
	特定非営利活動法人リビングサービス
	一般財団法人高齢者住宅財団
行政機関 （国・県の機関）	川越少年刑務所
行政機関 （さいたま市）	市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課
	福祉局生活福祉部地域福祉推進室
	福祉局生活福祉部生活福祉課
	福祉局長寿応援部高齢福祉課
	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
	福祉局障害福祉部障害福祉課
	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
	経済局商工観光部観光国際課
	建設局建築行政部住宅政策課

新旧対照表

さいたま市居住支援協議会会則

改正後	改正前																							
<p>〔略〕 (会長) 第5条 〔略〕 2 会長は、さいたま市建設局建築行政部長とする。 〔略〕 (事務局) 第9条 本会の事務局は、さいたま市建設局建築行政部住宅政策課に置く。 〔略〕</p>	<p>〔略〕 (会長) 第5条 〔略〕 2 会長は、さいたま市建設局建築部長とする。 〔略〕 (事務局) 第9条 本会の事務局は、さいたま市建設局建築部住宅政策課に置く。 〔略〕</p>																							
<p>別表（第4条関係）</p>	<p>別表（第4条関係）</p>																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">不動産関係団体等</td> <td>公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部</td> </tr> <tr> <td>埼玉県住宅供給公社</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部</td> </tr> <tr> <td><u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会</u> <u>北関東ブロック 埼玉県支部</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">居住支援団体等</td> <td>社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）</td> </tr> <tr> <td>ホームネット株式会社（居住支援法人）</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人リビングサービス</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人高齢者住宅財団</td> </tr> </table>	不動産関係団体等	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部	埼玉県住宅供給公社	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部	<u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会</u> <u>北関東ブロック 埼玉県支部</u>	居住支援団体等	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）	ホームネット株式会社（居住支援法人）	特定非営利活動法人リビングサービス	一般財団法人高齢者住宅財団	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">不動産関係団体等</td> <td>公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部</td> </tr> <tr> <td>埼玉県住宅供給公社</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">居住支援団体等</td> <td>公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）</td> </tr> <tr> <td>ホームネット株式会社（居住支援法人）</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人リビングサービス</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人高齢者住宅財団</td> </tr> </table>	不動産関係団体等	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部	埼玉県住宅供給公社	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	居住支援団体等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）	ホームネット株式会社（居住支援法人）	特定非営利活動法人リビングサービス	一般財団法人高齢者住宅財団
不動産関係団体等		公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部																						
		公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部																						
		埼玉県住宅供給公社																						
		独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部																						
	<u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会</u> <u>北関東ブロック 埼玉県支部</u>																							
居住支援団体等	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会																							
	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）																							
	ホームネット株式会社（居住支援法人）																							
	特定非営利活動法人リビングサービス																							
	一般財団法人高齢者住宅財団																							
不動産関係団体等	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉葛支部																							
	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部																							
	埼玉県住宅供給公社																							
	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部																							
	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会																							
居住支援団体等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）																							
	ホームネット株式会社（居住支援法人）																							
	特定非営利活動法人リビングサービス																							
	一般財団法人高齢者住宅財団																							

改正後

<u>行政機関</u> <u>(国・県の機関)</u>	<u>川越少年刑務所</u>
行政機関 (さいたま市)	市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課
	<u>福祉局生活福祉部地域福祉推進室</u>
	福祉局生活福祉部生活福祉課
	福祉局長寿応援部高齢福祉課
	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
	福祉局障害福祉部障害福祉課
	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
	経済局商工観光部観光国際課
	建設局建築 <u>行政</u> 部住宅政策課

改正前

行政機関 (さいたま市)	市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課
	福祉局生活福祉部生活福祉課
	福祉局障害福祉部障害福祉課
	福祉局長寿応援部高齢福祉課
	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
	経済局商工観光部観光国際課
	建設局建築部住宅政策課

議案第 2 号 部会長及び構成員の選任（案）について

さいたま市居住支援協議会会則第 8 条第 2 項の規定により、部会長及び構成員を選任する。

● 部会長（案）

さいたま市建設局建築行政部住宅政策課長

● 部会の構成員（案）

不動産関係団体等	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉支部
	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部
	埼玉県住宅供給公社
	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 北関東ブロック 埼玉県支部
居住支援団体等	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
	公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）
	ホームネット株式会社（居住支援法人）
	特定非営利活動法人リビングサービス
	一般財団法人高齢者住宅財団
行政機関 （国・県の機関）	川越少年刑務所
行政機関 （さいたま市）	市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課
	福祉局生活福祉部地域福祉推進室
	福祉局生活福祉部生活福祉課
	福祉局長寿応援部高齢福祉課
	福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
	福祉局障害福祉部障害福祉課
	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
	経済局商工観光部観光国際課
	建設局建築行政部住宅政策課

議案第3号 令和7年度事業報告（案）について

1 総会

- 日 時 令和7年5月13日（火）14:00～16:00
○場 所 ときわ会館5階 小ホール
○議 事 議案第1号：新規入会及び会則の改正（案）について
議案第2号：部会長及び構成員の選任（案）について
議案第3号：令和6年度事業計画（案）について
議案第4号：令和7年度事業計画（案）について
※議案については全会一致で承認

2 部会

<第1回>

- 日 時 令和7年8月4日（火）14:00～16:00
○場 所 西会議棟1階 第7会議室
○議 題 (1) さいたま市居住支援研修会の開催について
(2) さいたま市居住支援法人交流会の開催について

<第2回>

※書面開催（令和7年11月7日書類送付）

- 議 題 (1) さいたま市居住支援研修会の実施報告について
(2) 令和7年度さいたま市居住支援法人交流会の実施報告について
(3) 改正住宅セーフティネット制度等の対応状況について

<第3回>

- 日 時 令和8年3月16日（月）14:00～16:00
○場 所 西会議棟1階 第7会議室
○議 題 議案第1号：新規入会及び会則の改正（案）について
議案第2号：部会長及び構成員の選任（案）について
議案第3号：令和7年度事業報告（案）について
議案第4号：令和8年度事業計画（案）について
会議資料及び議事録の市ホームページ公開について
<報告事項>
住まい相談支援窓口の相談受付状況について

3 事業

(1) 居住支援研修会の実施

住宅確保要配慮者に対する入居支援の情報提供や課題の共通認識を図るため、居住支援に係る研修を実施しました。

- 日 時 令和7年8月26日(火) 13:30～16:30
- 場 所 大宮区役所2階 201・202会議室
- 出席者 さいたま市居住支援協議会構成員(行政)
区役所関係課職員(福祉課・支援課・高齢介護課)
福祉まるごと相談窓口職員(会計年度任用職員含む)
地域包括支援センター職員
障害者生活支援センター職員
うち、研修会参加人数：40名

- 内 容 (1) 改正住宅セーフティネット制度について
説明：さいたま市建設局建築部住宅政策課
(2) 福祉まるごと相談窓口での居住支援
説明：さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課
(3) 住宅確保要配慮者への居住支援法人の活動
講師：株式会社東京Mデザインラボ(居住支援法人) 代表取締役 日野 真理子 氏
サポート：株式会社 Prevision-Consulting(居住支援法人) 代表取締役 伊藤 広明 氏
(4) 居住支援に関する意見交換会
ファシリテーター：公益社団法人埼玉県社会福祉士会(居住支援法人)

(2) 居住支援法人交流会の開催

居住支援法人間の情報共有や連携強化を図るため、さいたま市を支援事業区域とする居住支援法人を集めた交流会を実施いたしました。

- 日 時 令和7年10月20日(月) 14:00～16:30
- 場 所 ときわ会館5階 第3会議室
- 出席者 さいたま市を支援事業区域としている居住支援法人 14団体 16名
- 内 容 入居支援の円滑な進め方についての情報交換
(1) 入居支援における困難ケースの対応事例や解決方法、課題について
(2) 法人同士の協力体制について
(3) 居住支援法人と行政又は地域包括支援センター等の関係機関との連携

- (4) セーフティネット法の改正後の対応状況や課題について
- (5) その他（周知事項）

（3）2025 年度居住支援地域連携強化研修会（埼玉エリア）の共催

行政（住宅・福祉）、不動産、福祉関係者に対して、居住支援に関する基調講演、事例報告、またグループワークを行う研修会を一般社団法人全国居住支援法人協議会と共催いたしました。

- 日 時 令和8年1月27日（火）10：00～16：30
- 場 所 コルソホール（コミュニティプラザ・コルソ 7階）
- 出席者 37団体50名（内訳）住宅行政：5団体11名、福祉行政：12団体15名、
不動産関係者：11団体12名、福祉関係者：5団体6名
その他：4団体6名
- 内 容 入居支援の円滑な進め方についての情報交換
 - （1）基調講演
 - ・改正住宅セーフティネット法における市町村の協議会づくりの必要性と在り方
講師：国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 岡田修治氏
 - ・自治体単位の居住支援協議会・地域ネットワークの必要性について
講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長補佐 佐藤隆氏
 - （2）事例報告
 - ・福祉と不動産の連携事例に学ぶ：円滑なネットワーク構築と自治体への期待
報告者：株式会社あんど 共同代表 友野剛行氏
 - ・“残置物処理に困らない仕組み”改正法下で居住支援法人に出来ること
報告者：ホームネット株式会社 居住支援連携室 種田聖氏
 - （3）グループセッション
 - ・報告・講演内容について質疑
 - （4）グループワーク
 - ・「県内での居住支援のネットワークをどうすれば構築できるか」について
- その他 さいたま市居住支援協議会以外の後援・共催団体
 - 【後援】埼玉県、さいたま市
 - 【共催】埼玉県住まい安心支援ネットワーク

（4）住宅政策課への入居相談の調査・分析について（参考資料2参照）

住まい探しの相談に関する特徴や課題を把握し、今後の居住支援活動に役立てるため、住宅政策課に寄せられた相談内容等の調査分析を行いました。

- 対 象 住宅政策課に寄せられた入居相談（電話・窓口）
- 調査期間 令和7年4月～令和8年3月
- 調査件数 99件
- 内 容 参考資料2のとおり

（5）セーフティネット法改正に伴う居住サポート住宅の相談状況について

- 認定戸数 さいたま市…0戸
埼玉県 …0戸
全国 …254戸 （4月16日時点）
- 相談件数 4件（居住支援団体）
- 相談内容
 - ・居住サポート住宅の概要説明について知りたい。（1件）
 - ・戸建てをシェアハウスとして登録したい。（3件）
- 課 題
 - ・戸建てをシェアハウスとする場合は「寄宿舍」として、建築基準法や消防法上の基準を満たす必要がある。
 - ・帳簿作成や定期報告など認定事業者としての負担が大きい。

議題第 4 号 令和 8 年度事業計画について (案)

1 総会

- 日 時 令和 8 年 5 月 19 日 (火) 14:00~16:00 を予定
- 場 所 さいたま市役所 本庁舎 2 階 特別会議室
- 議 事 議案第 1 号: 新規入会及び会則の改正 (案) について
議案第 2 号: 部会長及び構成員の選任 (案) について
議案第 3 号: 令和 7 年度事業報告 (案) について
議案第 4 号: 令和 8 年度事業計画 (案) について

2 部会

<第 1 回>

- 日 時 令和 8 年 7 月 16 日 (木) 14:00~16:00 を予定
- 場 所 さいたま市役所 本庁舎 10 階 会議室
- 議 題 (1) 貸主・不動産事業者向け居住支援セミナーの開催について
(2) 職員向け居住支援セミナーの開催について

<第 2 回>

- 日 時 令和 8 年 11 月 6 日 (金) 14:00~16:00 を予定
- 場 所 ときわ会館 3 階 第 2 会議室
- 議 題 (1) 貸主・不動産事業者向け居住支援セミナーの実施報告について
(2) 職員向け居住支援セミナーの実施報告について
(3) 居住支援法人交流会の開催について

<第 3 回>

- 日 時 令和 9 年 3 月 16 日 (火) 14:00~16:00 を予定
- 場 所 西会議棟 1 階 第 7 会議室
- 議 事 議案第 1 号: 新規入会及び会則の改正 (案) について
議案第 2 号: 部会長及び構成員の選任 (案) について
議案第 3 号: 令和 8 年度事業報告について (案)
議案第 4 号: 令和 9 年度事業計画について (案)

3 事業

(1) 貸主・不動産事業者向け居住支援セミナーの開催

住宅確保要配慮者の入居に対する貸主・不動産事業者の理解促進と不安の軽減を図るため、居住支援に関する支援制度や相談窓口、住宅セーフティネット制度等の最新情報を提供するセミナーを開催する。

- 日 時 令和8年8月頃を予定
- 対 象 貸主、不動産事業者（管理会社） 等
- 内 容 ・住宅セーフティネット制度説明
・不動産関係団体講演
・居住支援法人講演 等

(2) 職員向け居住支援セミナーの開催

改正住宅セーフティネット制度が運用される中で、住宅部局と福祉部局が課題を共有し、最新の制度内容や運用状況を相互に理解することにより、居住支援の一層の円滑な実施を図るため、居住支援に関するセミナーを実施する。

- 日 時 令和8年10月頃を予定
- 対 象 福祉まると相談窓口職員、区役所関係課、シニアサポートセンター、障害者生活支援センター 等
- 内 容 ・住宅セーフティネット制度について
・福祉まると相談窓口の制度内容について
・居住支援法人の活動内容の周知
・グループワーク（意見交換会） 等

(3) 居住支援法人交流会の開催

居住支援法人間の情報共有及び連携強化を図るため、居住支援法人を対象とした交流会を開催する。

- 日 時 令和8年11月頃を予定
- 対 象 本市を業務区域としている居住支援法人（令和8年4月16日時点 21団体）
- 内 容 ・要配慮者からの相談状況や課題についての情報共有
・住宅セーフティネット制度についての情報提供 等

(4) 入居支援ガイドブックの作成

住宅確保要配慮者への制度周知を図るため、令和4年度に作成した「さいたま市入居支援ガイドブック」について、令和7年10月施行の住宅セーフティネット法改正に合わせて内容の見直しを行う。併せて、令和2年度に作成した「さいたま市居住支援ガイドブック」の内容も統合し、両冊子を1冊にまとめて作成する。

- 掲載内容 改正住宅セーフティネット制度の最新情報、住まいを探す上での基礎知識、各種支援制度、オーナー向け情報 等
- 発行時期 令和8年12月頃（予定）
- 作成部数 2,000部（予定）
※冊子の作成に加え、市ホームページにもPDF版を掲載する。
- 配布場所 住宅政策課、各区役所情報公開コーナー、
各区高齢介護課、支援課、福祉課（福祉まると相談窓口） 等



協会のご案内

快適な暮らし心地をつくる。



The mission of Japan Property Management Association (JPM) is to recognize the social importance of rental housing and protect the lives and properties of the tenants and owners of rental housing as well as to develop the rental housing market by promoting the fair and sophisticated operation and management of rental housing and thereby contributing to society through the improvement of the housing environment.

概要

- 1. 資格 本協会の目的、事業に賛同し、その運営を支援する法人または個人。
- 2. 種別 ● 正会員 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第2条第3項の規定に基づき登録を受けた賃貸住宅管理業者。
● 特別会員 正会員以外の者。
- 3. 入会金 16万円(不課税)
- 4. 会費 18万円または12万円または6万円(不課税)
● 会費の扱いは会費及び入会金規程に拠ります。
● 会員は原則として本店所在地の地域を所管するブロック(支部)に所属することとなっておりますので、ブロック(支部)会費が別途必要になります。

会員種別	会費区分の要件	会費金額
正会員	以下(1)から(4)のいずれかに該当する会員 (1)営業所又は事務所数10箇所以上 営業所又は事務所とは、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(以下、「法律」という。)に基づき、業務所長等の役割を伴う施設としての一体を有するものをいう。特定経営事業者(賃貸住宅管理業者である場合を除く)においては、継続的に事業の拠点となる施設として実体を有するものをいう。 (2)管理委託戸数(サブリースを含む)1万戸以上 管理委託戸数とは、法律第2条第2項第1号に基づき、維持保全を行う賃貸住宅管理業務の委託戸数をいう。特定経営事業者(賃貸住宅管理業者である場合を除く)においては、当該事業に係る戸数をいう。 (3)従業者数100名以上 従業者数とは、法律に基づき、賃貸住宅管理業に従事する従業者数(パー・や契約社員等の非正規社員を含む。以下同じ)をいう。特定経営事業者(賃貸住宅管理業者である場合を除く)においては、当該事業に係る従業者数をいう。 (4)集金額月額平均5億円以上 集金額とは、管理する賃貸住宅の月額集金額の合計。委託管理の場合は、家賃や共済費等、オーナーに代わって入居者から徴収する金額の月額合計の平均額をいう。	16万円
	F1.1)から(4)のいずれにも該当せず、管理委託戸数(サブリースを含む)500戸以上、F10,000戸未満の会員	12万円
	上記(1)から(4)のいずれにも該当せず、管理委託戸数(サブリースを含む)500戸未満の会員	6万円
	以下に該当する会員 資本金1億円以上	6万円
特別会員	上記に該当しない法人会員	12万円
	個人会員	6万円



入会申込方法

- 1. 入会 当協会ホームページの入会申込フォーム (<https://www.jpma.jp/join/index.php>) から必要事項をご入力の上ご送信ください。
※申込から承認まで1〜2か月程度時間を要します。
- 2. 申込書類 (1) 入会申込書 (2) 法人登記簿謄本(写し可)
③ 会社案内または会社ホームページの写し ④ 事業所一覧
⑤ 貴社でご使用の契約書
⑥ その他
※ ③、④ は必須書類、⑤、⑥ は協会から要件があった場合のみご用意ください。
- 3. その他 サブリース事業者協議会、家賃債務保証事業者協議会、社労代行サービス事業者協議会、IT・シェアリング推進事業者協議会、賃貸管理リーシング推進事業者協議会は別途手続きが必要です。
詳細は本部事務局にお問い合わせください。



安全・安心・快適な住環境を提供し 賃貸住宅市場の整備・健全な発展を図り、社会に貢献してまいります。

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（日管協）は、全国2,500社以上の賃貸住宅管理業者と関連業者等で組織する公益法人です。

賃貸住宅は住宅ストックの約3割を占めると言われ、国土交通省が発表した住生活基本計画においても、賃貸住宅市場の整備が施策として挙げられるなど、日々、賃貸住宅管理の社会的意義は高まっています。

令和3年6月には「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が全面施行され、一定規模以上の管理「数」を有する賃貸住宅管理業者は国への登録が義務付けられ、賃貸住宅管理業は登録事業となりました。それにより、今後の賃貸住宅管理は今まで以上に良質な管理とコンプライアンスが求められることとなり、果たすべき社会的責務も極めて大きなものとなりました。

当協会は、登録事業者の団体として、登録事業者のサポートや実務者の育成、調査研究等をはじめ、「快適な暮らし心地をつくる。」の業界コンセプトワードの下、賃貸住宅市場の整備・健全な発展を図ることで、「借主」「貸主」「会員」「社会」の「四方よし」を口指し、社会に貢献してまいります。



会長 塩見 紀昭
President Noriaki Shiomi

協会の歴史

- 平成3年 「全国賃貸管理業協会(全管協)」設立
- 平成4年 「賃貸住宅管理業協会(住管協)」設立
- 平成7年 全管協と住管協が統合し、「日本賃貸住宅管理業協会(日管協)」設立
全国を11支部に分け、支部活動を本格化
「賃貸管理業務マネージャー研修制度」創設
「賃貸住宅トラブル相談窓口」創設
- 平成13年 国土交通省所管の財団法人として「財団法人日本賃貸住宅管理協会」設立
「日管協預り金保証制度」創設
- 平成14年 「賃貸住宅管理士」資格制度創設(賃貸管理業務マネージャー研修を改称)
- 平成16年 「サブリース協議会(現:サブリース事業者協議会)」設立
- 平成18年 「賃貸保証制度協議会(現:家賃債務保証事業者協議会)」設立
「賃貸不動産経営管理士協議会」設立
- 平成22年 「相続支援コンサルタント」講習制度創設
- 平成24年 公益法人制度改革により、「公益財団法人日本賃貸住宅管理協会」に移行
- 平成25年 「日管協ビジョン」制定
「日管協フォーラム」開始
- 平成28年 「社宅代行サービス事業者協議会」設立
- 平成30年 「IT・シェアリング推進事業者協議会」設立
- 令和2年 「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」成立
- 令和3年 「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」全面施行
「賃貸不動産経営管理士」国家資格化
- 令和5年 「賃貸管理リーシング推進事業者協議会」設立
- 令和6年 「賃貸住宅メンテナンス主任者」資格制度創設
- 令和7年 設立30周年を迎える

常任委員会等

- 委員会 総務委員会
法務委員会
倫理委員会
広報委員会
組織委員会
預り金保証制度運営委員会
研修委員会
レディース委員会
- 研究会 あんしん居住研究会
賃貸管理研究会
相続支援研究会
賃貸住宅メンテナンス研究会
日管協総合研究所
- 協議会 サブリース事業者協議会
家賃債務保証事業者協議会
社宅代行サービス事業者協議会
IT・シェアリング推進事業者協議会
賃貸管理リーシング推進事業者協議会

目的

本協会は、賃貸住宅が住生活の安定の確保及び向上の促進において重要な役割を担っていることに鑑み、賃貸住宅における健全かつ専門的な運営・管理業務の確立並びに普及を通じて、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

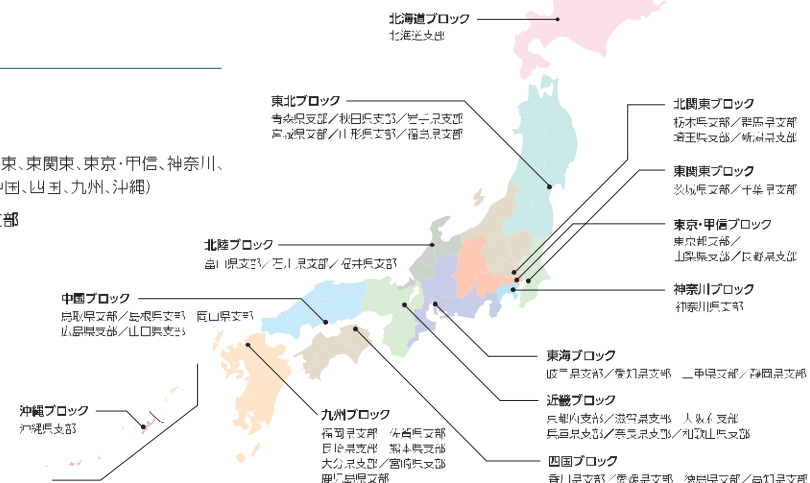
ロゴマーク

幸福のシンボルであるクローバをモチーフに、本協会が親しみを持って世の中に受け入れられることを目指して策定しました。小葉はそれぞれ、賃貸住宅市場に関わりの深い「借主」「貸主」「会員(管理業者・関連業者)」「社会(地域・環境)」を表し、お互いの結びつきを一筆書きで表現しています。色彩は、青色は「誠実」、赤色は「情熱」、黄色は「幸福」、緑色は「希望」を表しています。



ブロック・支部

- 全国13ブロック
(北海道、東北、北関東、東関東、東京・甲信、神奈川、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄)
- 全国47都道府県支部



賃貸住宅管理業登録制度の 登録事業者の団体としての取り組み

一日管協の万全のサポート体制



令和3年6月15日に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（賃貸住宅管理法）」が全面施行され、新たに「賃貸住宅管理業登録制度」が創設されました。
当協会は「登録事業者の団体」として、登録制度に登録した事業者に向けた万全のサポート体制を整えています。

どこよりも早く、分かりやすく

■ 情報提供

日々、新たな情報が飛び交う賃貸住宅管理業界。
当協会は法律等の最新情報を分かりやすくお届けします。

- ▶ 会員専用ホームページ
- ▶ 日管協メールマガジン
- ▶ Facebook
- ▶ YouTube
- ▶ X
- ▶ Instagram



■ 研修（勉強会）

法律解説セミナーや実務セミナー等、業務レベル向上に役立つセミナーを随時開催しています。会員限定の「日管協チャンネル」では、アーカイブ配信を行っており、時間と場所を選ばず受講できます。



- ▶ 改正法令解説セミナー
各委員会等による研修 等
- ▶ 日管協チャンネル
(実務解説動画など計100本以上の動画を配信)



120種類以上の豊富なラインナップ

賃貸住宅管理業務に関する各種法律に準拠した実務書書を豊富にそろえ、日々の業務をサポートします。

- ▶ 日管協版賃貸管理業務チェックシート
- ▶ 賃貸住宅管理受託契約重要事項説明書
- ▶ 賃貸住宅管理受託契約書
- ▶ 特定賃貸借契約重要事項説明書
- ▶ 特定賃貸借契約書
- ▶ 居住用建物賃貸借契約書
- ▶ 定期報告書
- ▶ 貸室・設備等の不具合による資料減額ガイドライン 等



経験豊富な相談員が実務の「困った」を解決

長年にわたり賃貸住宅管理業界で活躍した経験豊富な相談員が法律や実務の疑問や問題を解決に導きます。



情報提供
・
研修

日管協預り金
保証制度

オーナーに健全経営をアピール

賃貸住宅管理法で義務付けられる財産の分別管理と併せた預り金の保全策として加入を促進しており、国土交通省も、本制度への加入を推奨しています。

長く健全に経営を行っている加入者が、よりメリットを受けられる制度となるよう加入年数等に応じて、最大5,000万円までの保証弁済を受けることができます。



日管協
預り金保証
制度とは

万一管理業者が倒産した際に入居者から受け取り、貸主に引き渡すべき家賃などの金銭について一円額を保証する業界団体唯一の制度です。加入に当たり第三者機関による厳格な審査が行われるため、加入は処分経営の証とされています。毎年審査が行われるため継続年数が長ければ異いほど信頼度と保証額は差し、他社との差別化が図れます。

実務書式の
提供

賃貸不動産
経営管理士

賃貸住宅管理のスペシャリスト

賃貸住宅管理法において登録事業者に設置義務がある業務管理者の要件となる等、重要な役割を担う賃貸不動産経営管理士。当協会は資格者の輩出・資質向上のための取り組みを行っています。

- ▶ 賃貸不動産経営管理士講習(5問免除講習)の運営
- ▶ 有資格者の資質向上のための情報提供
- ▶ 業界内外への広報活動



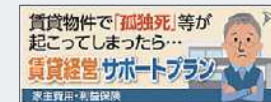
法律・実務
相談窓口

賃貸住宅
管理者向け
保険

日々の「もしも」に備える

充実の補償内容で賃貸住宅管理業務に起因するリスクに備え、安心して業務を行える環境を整えています。

- ▶ 賃貸住宅管理業総合賠償責任補償制度
- ▶ 家主費用・利益保険
- ▶ 民泊賠償責任保険
- ▶ 簡易宿所賠償責任保険



賃貸住宅に関する充実した研究活動等

— 日管協が行う健全な市場発展のための幅広い活動 —

当協会は賃貸住宅市場の健全な発展と賃貸住宅に関わる人の豊かな暮らしの実現のため、調査研究や人材育成、ルールの普及・啓蒙をはじめとした多岐にわたる事業を行っています。また、全国の会員が積極的に活動に参加し、業界のレベルアップに努めています。



調査研究事業

賃貸住宅管理専門の団体として様々な調査研究を行っています。行政とも密に連携し、行政施策の普及・促進にも寄与しています。

日管協フォーラム

毎年11月に行われる当協会最大のイベントで、委員会による成果発表会です。全国から多くの人に参加し、それぞれの委員会が主催するセミナーを熱心に受講します。



専門分野の研究

5つの事業者協議会を設置し、専門性の高い研究を行っています。定期的に総会や定例会等を開催し、セミナーや協議会員同士の情報交換を通して業務レベルの向上と各事業の普及・発展を目指しています。

- ▶ サブリース事業者協議会
- ▶ 家賃債務保証事業者協議会
- ▶ 社宅代行サービス事業者協議会
- ▶ IT・シェアリング推進事業者協議会
- ▶ 賃貸管理リーシング推進事業者協議会

業界周知活動 会員の採用活動支援

賃貸住宅管理業の認知度・社会的地位向上や、業界への人材流入、会員の採用活動を支援するための活動を行っています。

SNS広報

YouTube・X・Instagram・Facebookなどで日管協や賃貸住宅管理業の情報発信を行っています。



業界コンセプトワードの作成

“賃貸住宅管理業がどうあるべきか”を定めた業界コンセプトワードを策定しました。

快適な暮らし心地をつくる。

わたしたちは、賃貸住宅管理業です。

業務の標準化及び居住ルールの確立

契約書の雛形の作成や業務における自主ルールの策定等の賃貸住宅管理業務の標準化に加え、入居者に対しても賃貸住宅で暮らす際のルール等の啓蒙を行っています。

書籍の発刊

契約書の雛形や日々の業務で生じるクレーム・トラブルへの対処方法等、実務で役立つ書籍を作成し、頒布しています。



住まいのしおり

入居前の引越手続きから共同生活のルール、解約手順まで、入居者が引越しや快適な暮らしを過ごすためのノウハウが1冊にまとめられています。



ブロック・支部活動

全国を13ブロック・47支部に分け、それぞれの地域ごとに活発な活動を行っています。

ブロック・支部定例会

地域ごとに定期的な勉強会を開催し、研鑽を積むと同時に会員同士の親睦を深めています。



住環境向上セミナー(国土交通省後援事業)

毎年秋に47都道府県でオーナー等を対象としたセミナーを開催しています。全国共通テーマのほか、地域独自のテーマの講演も行います。



人材育成・教育事業

業界の健全な発展のためには、業務の担い手である人材の資質向上が不可欠です。当協会は様々なセミナー等を通じ、賃貸住宅管理に携わる人材の育成を行っています。

相続支援コンサルタント

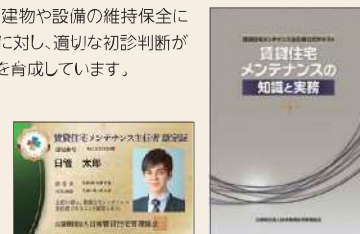
上級相続支援コンサルタント

相続を見据えた財務コンサルティングを通じてオーナーの物件管理だけでなく資産管理を行う人材を育成しています。



賃貸住宅メンテナンス主任者

賃貸住宅の建物や設備の維持保全に関する問題に対し、適切な初診判断ができる人材を育成しています。



入会メリット

- 賃貸住宅管理に関する疑問・悩みを解決**
協会本部に在籍する、賃貸住宅に対する専門知識を有した柜数員が賃貸住宅管理業者、所有者、入居者等の相談に応え、疑問や悩みを解決に導きます。
- 業界の最新情報をいち早く入手**
昨今の賃貸住宅市場動向や行政の取組み、実務上のトラブル対応策まで幅広い情報をどこよりもいち早く入手することができます。特に毎週配信される会員限定メールマガジンは賃貸住宅管理業に携わる全ての人にとって必読の内容です。
- 専門性の高い研修会や勉強会への参加**
真正な実務業務の普及促進のために様々な調査・研究を行っています。その道のエキスパートによる研修会や勉強会に参加することで自身のスキルアップや自社の業務効率化が図れます。
- 会員専用ホームページの利用**
会員専用ホームページには一般に公開されていない120種類以上の実務書式や法律の解説、セミナーのアーカイブ配信等が掲載されており、会員限定で利用することができます。
- 業界に関わる方とのネットワークの構築**
当協会の会員は賃貸住宅管理業者だけではなく、業界に関わる異業種の方と協会活動を通じて接点を持つことで、自社の新たな事業展開も期待できます。
- 協会活動を通じた社会貢献**
より良い賃貸住宅市場を形成するために協会活動を通じて地域行政へ意見や要望を発信することは社会貢献につながります。

当協会は賃貸住宅管理業者(正会員)のみならず、管理業務を支える異業種の業者(特別会員)も会員になることができます。特別会員も正会員と同様に各種イベントにご参加いただけます。

詳しい事業については、協会ホームページをご覧ください。本部署事務局までお問合せください。



1日の生活

6:40	7:50	12:00 12:30	16:30	21:00
起床・洗面	朝食	矯正処遇の実施 (作業・改善指導・教科指導)	運動	昼食
		矯正処遇の (作業・改善指導・教科指導)	還室	夕食
			余暇時間	就寝



献立の一例

平日

矯正処遇の時間に運動（30分）、入浴（週3回）等が行われます。

休日

土曜日、日曜日及び祝祭日には、作業等はなく、平日の余暇時間と同様の過ごし方のほか、演芸、音楽など季節に応じた各種行事が催されます。

社会とのつながり



教諭師による宗教行事



篤志面接委員による指導



Web会議による関係機関等との面接

これからの矯正

令和4年6月の刑法改正で「懲役」と「禁錮」が廃止され、令和7年6月から「拘禁刑」が創設されました。これまで、懲役受刑者には一律に作業が義務付けられていましたが、拘禁刑の受刑者に対しては「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことできる」と規定され、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性等に応じた柔軟な処遇を行うことになりました。

また、令和5年12月、刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が導入されるなど、様々な観点において矯正処遇の在り方が大きく見直されています。



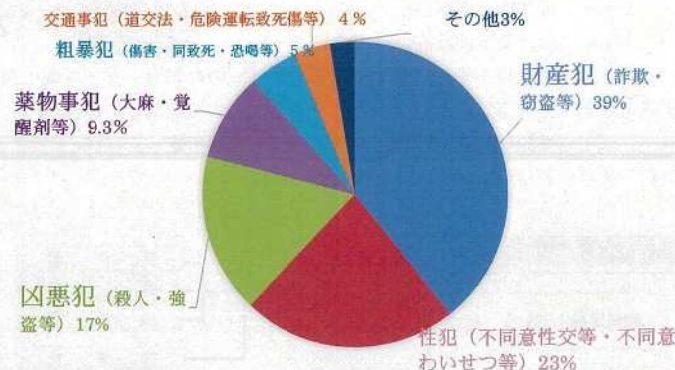
川越少年刑務所のしおり

川越少年刑務所の特徴

◎若年者を主として収容する刑務所

当所の処遇対象者は主として26歳未満で犯罪傾向の進んでいない刑期10年未満の男子受刑者です。対象者の年齢、犯罪傾向等の特性にふさわしい矯正処遇を実施し、改善更生の意欲を喚起しつつ社会生活に適応する能力の育成に努めています。なお、若年受刑者処遇ユニットにおいては、小集団を編成し、個別担任制の下で各種教育的処遇を計画的に実施しています。

平均年齢 26.25歳
平均刑期 3年11月
(R6.12.31現在)



◎調査センター

関東矯正管区管内で刑が確定した受刑者で、

若年者

- ① 16歳未満で執行すべき刑期が3月以上の者
- ② 16歳以上20歳未満の男子で執行すべき刑期が9月以上の者
- ③ 少年審判で検察官送致となった20歳以上26歳未満の男子で執行すべき刑期が9月以上の者
- ④ ③以外の20歳以上26歳未満の男子で執行すべき刑期が1年6月以上の者

特別改善指導のための調査対象者

- ⑤ 26歳以上30歳未満の男子で執行すべき刑期が10年以上で、**故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪**によって刑に処せられた者
 - ⑥ **性犯罪者調査**が必要と認められる男子
- について、約2か月かけて精密な処遇調査を実施しています。

◎総合職業訓練施設

理容科、自動車整備科、溶接科、CAD技術科など多種目の職業訓練を全国の受刑者から募集して実施しています。専門的な知識・技能の修得や、各種資格・免許を取得により、出所後の就職に資するものとなります。

◎性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設

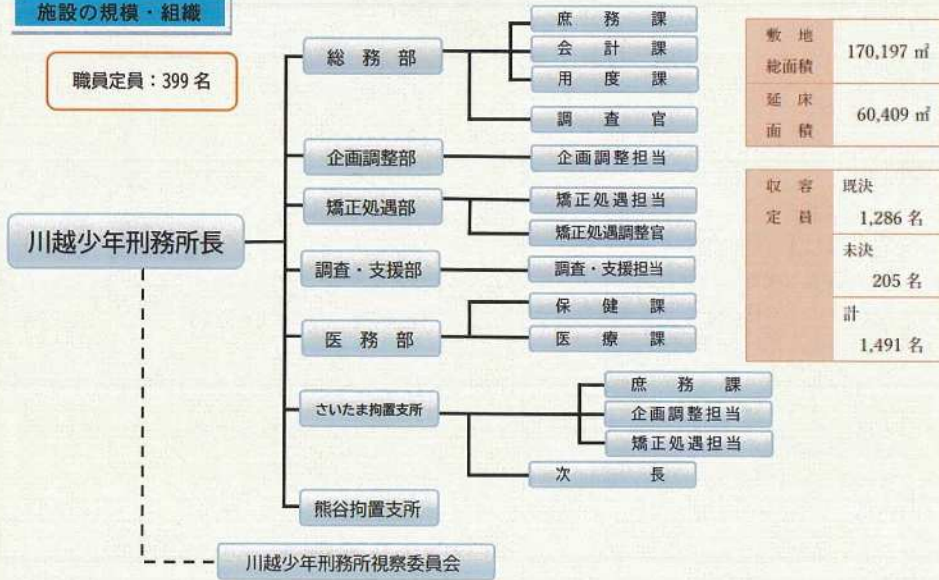
当所と府中刑務所は、東日本の推進基幹施設に指定されており、性犯罪受刑者のうち問題性の大きい者に対して、特別改善指導として、4か月ないし10か月間、認知行動療法の専門的プログラムに基づいた指導を実施しています（西日本の推進基幹施設は加古川刑務所、大阪刑務所）。

沿革

- 明治 4年 入間県川越町喜多町に川越囚獄として発足する。
- 35年 幼年囚及び懲治人収容を開始し、我が国最初の幼年囚の特設監となる。
(翌年「川越児童保護学校」の標札を掲げる)
- 40年 川越町脇田本町(現在の川越駅付近)に移転
- 41年 刑法及び監獄法の施行
- 大正11年 川越少年刑務所と改称
- 昭和24年 少年法の施行
- 44年 現在地に新築移転
- 47年 総合職業訓練施設に指定
- 57年 東京矯正管区(現:関東矯正管区)の分類センター(現:調査センター)に指定
- 平成18年 「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」の施行
性犯罪再犯防止指導の推進基幹施設に指定
- 令和 4年 若年受刑者ユニット型処遇の開始



施設の規模・組織



刑務所・少年刑務所とは

全国に法務省所管施設として、刑務所59・少年刑務所7・拘置所8の計74施設(R7.4.1現在)があります。これらの施設を刑事施設と呼びます。

刑事施設では、裁判で懲役、禁錮などの刑を言渡された者を収容して処遇し、再び罪を犯さない人として社会復帰させることを目的として、改善更生の意欲の喚起と社会適応能力の育成に努めています。

なお、拘置所は、主として裁判中の被告人を収容する施設となります。

入所から出所まで

入所時
20日間

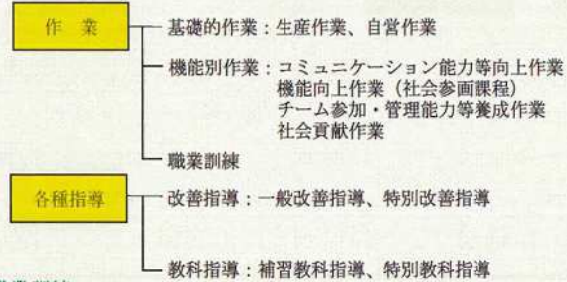
処遇調査と処遇要領

入所した受刑者の資質、経歴、環境、更生意欲などを調査し、社会復帰上の問題点を明らかにして、受刑者それぞれの処遇要領を定めます。

刑執行開始時の指導

2週間にわたって、受刑生活を有意義に送る心構えを持たせるためのオリエンテーションを行います。

矯正処遇



職業訓練

全国から訓練生を募集する総合訓練、関東矯正管区内から募集する集合訓練、当所執行者から募集する自庁訓練の3種類があり、総合訓練は6種目、集合訓練は1種目、自庁訓練は8種目の全15種目があります。

特別改善指導

社会復帰に支障があると認められる問題性を除去ないし改善する指導

- R1 薬物依存離脱指導
- R3 性犯罪再犯防止指導(推進基幹施設)
- R4 被害者の視点を取り入れた教育
- R5 交通安全指導
- R7 暴力防止指導 ※R2 暴力団離脱指導は当所においては実施していません。

制限の緩和・優遇措置

自主性・自発性をかん養するため、生活・行動に対する制限を、改善更生・社会復帰の見込みに従って順次緩和します。また、受刑生活の評価に応じて、購入できる物品の範囲、面会の時間・回数などについて優遇します。

社会復帰支援

就労支援 ハローワークの相談員やキャリアコンサルタント等の資格を有する就労支援スタッフ等と連携し、出所後の速やかな就労の確保とその継続のため、職業相談等の支援を実施しています。

福祉的支援 保護観察が行う生活環境調整において、釈放後の帰住先等の調整が進められますが、高齢又は障害を有し、釈放後に福祉サービス等が必要な受刑者については、刑事施設の社会福祉士などが、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と調整を行います。

釈放前の指導

施設内の開放的な場所で一般社会に近い生活をさせるとともに、処遇のまとめや、釈放後の生活の準備を行います。

刑務所からの出所

当所の受刑者の多くは刑期終了前に仮釈放によって出所します。仮釈放は、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪を犯すおそれなく、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められる等の場合に許可されます。

中
間
期

出所時
(2週間)

地域福祉推進室の設置

設置の目的

複雑化・複合化する地域生活課題に対応し、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するため、全庁的な調整機能を担う組織として、福祉局に「地域福祉推進室」を設置した。（令和7年4月）

設置の社会的背景

- 「地域力の低下」や複雑化・複合化する新たな課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域をともに創っていく、**地域共生社会の実現が不可欠**。
- 国は、平成30年と令和3年の2回にわたって社会福祉法の改正を行い、**市町村に対して包括的な支援体制の整備を求めている**。
- 福祉局内はもとより、子育て、保健医療、教育、住まい、環境、交通、商工業等、既存の**あらゆる制度・分野の垣根を超えた、多様な主体による部局横断的な連携体制の構築**が求められている。

地域福祉推進室の設置

地域福祉推進室の具体的な役割

1 包括的な支援体制の整備の推進

- 令和7年度からコミュニティソーシャルワーカーの配置を市の事業に位置づけ、実施区を段階的に拡大し、令和9年度の全区展開を目指す。
- 国の「重層的支援体制整備事業」の枠組みを参照し、本市の実態に即した重層的支援体制の整備を進める。
- 既存の「相談支援」や「地域づくり」に関する取組をつなげ、より実効性の高い連携体制を構築すべく、部局を超えた調整を行う。

2 孤独・孤立対策の推進

- 令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体の努力義務規定として、国民の理解の増進、相談支援、人材確保、地域協議会の設置などが掲げられていることから、庁内調整を行い、施策を推進していく。
- 孤立死対策も含め、孤独・孤立の状態にある人を社会全体で支えていくための仕組みづくりを目指す。

3 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組の更なる強化

- ケアラー・ヤングケアラー支援や市社会福祉協議会との連携を更に強化するほか、保健福祉総合計画の中間見直し（令和8年度）や再犯防止・更生保護の推進など、地域共生社会の実現に向けた各種取組を推進する。

住宅政策課への入居相談の調査・分析について

(1) 相談件数及び相談理由

調査対象：住宅政策課に寄せられた入居相談（電話・窓口）

調査期間：R7年4月～R8年3月

相談件数：99件（重複なし）

属性	相談件数
高齢者	48
障害者	18
低額所得者	8
生活保護	6
ひとり親世帯	5
DV被害者	4
子育て世帯	3
外国人	2
被災者	1
不明	4
合計	99

相談理由	相談件数
支援制度を知りたい	66
審査が通らない	8
急を要する転居	7
立ち退き	5
属性による入居拒否	5
DV等による転居	4
連帯保証人・緊急連絡先がない	3
転居費用がない	1
合計	99

※障害者内訳：身体障害6件、精神障害4件、知的障害2件、種別不明6件

※入居支援制度リスト配布：52件

(2) 相談の特徴

①相談属性について

- ・属性別では、昨年度同様、高齢者が48件(48.4%)、と最も多く、約半数を占めている。そのうち16件はインターネットの閲覧が難しいため、紙資料を送付して対応している。
- ・障害者は18件(18.1%)と昨年度(21件)より減少しているものの、依然として件数は多く、身体障害等により、自身での不動産店等を利用した物件探しが難しい方も多い。
- ・低額所得者は8件(8.0%)、生活保護は6件(6.0%)と、昨年度(低額所得者6件、生活保護4件)よりそれぞれ増加している。経済的に困窮しているケースでは、福祉的支援を同時に要するケースが多いため、福祉まるごと相談窓口や各区福祉課担当ケースワーカーを案内し、必要に応じて住宅ソーシャルワーカーを活用してもらうケースもある。

②相談理由について

- ・昨年度同様に、「支援制度を知りたい」という問い合わせが 66 件(66.7%)と最も多く、全体の 6 割を占めている。
自身での住まい探しをまだ始められていない方が多く、自ら物件探しができる状況の方には「さいたま市入居支援制度」の協力不動産店名簿、や「セーフティネット住宅」を案内している。
- ・「審査が通らない」は 8 件 (8.0%) で、昨年度 (1 件) より増加している。年齢や経済的事情を理由に審査が通らない例が多く、福祉まると相談窓口や住宅ソーシャルワーカーの活用を案内している。
- ・「急を要する転居」による転居相談は 7 件 (7%) であり、昨年度 (5 件) より増加している。転居までの猶予が短い相談が多く、居住支援法人やシェルター事業等を案内した。
- ・「属性による入居拒否」は 5 件 (5%) で、昨年度 (15 件) より減少している。入居を断れた理由として、主に年齢を理由とするものは 4 件、国籍を理由とするものは 1 件であった。
- ・無収入や無貯金、転居費用がない等の場合は、転居費用や入居契約時の初期費用等が必要になることを説明し、確保するよう求める他、必要に応じて各区の福祉まると相談窓口等を案内している。

(3) 課題

- ・現状、セーフティネット住宅の空き住戸が少なく、相談者の方に提供できる物件情報が十分に足りていない状況である。空き戸数を増やすため、不動産事業者等への制度周知を引き続き行い、登録促進を図る必要がある。
- ・高齢者や障害者、生活保護など、庁内各課や相談機関との連携が必要なケースが多いことから、引き続き連携体制の整備を進めていく必要がある。
- ・高齢者などの、インターネットを用いた資料の閲覧が難しい方も一定数いるため、ホームページ等を利用したオンライン化を進めるとともに、ガイドブック等の紙資料も必要となる。